

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金（以下「補助金」という。）は、鉄道駅総合改善事業に要する経費の一部を岡崎市が補助することにより、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障がい者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、国の定める鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱（平成11年3月19日鉄施第68号。以下「国要綱」という。）に基づき岡崎市内で行われるもので、鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって生活支援機能、観光案内機能、地域交流拠点機能その他の鉄道利用者や地域住民等の利便性向上、公共交通の利用促進等の観点から鉄道駅の特性に応じて求められる駅空間の高度化に資する機能を有する施設（ただし、商業施設、公立保育所及び公立図書館を除く。以下「駅空間高度化機能施設」という。）又は高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設（第5条第2項において「バリアフリー施設」という。）の整備を行うものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度に、国要綱に基づき、鉄道駅総合改善事業を行う鉄軌道事業者とする。

(交付対象等)

第5条 市長は、補助対象事業者が行う鉄道駅総合改善事業に要する経費（軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4号又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号の料金によるバリアフリー施設の整備に係る経費を除く。）のうち別表第1に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で、補助対象事業者に補助金を交付する。

2 前項の補助金の額は、補助対象経費の $1/3$ （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想に定める生活関連施設（同法第2条第23号イに規定するものをいう。）である鉄道駅において、バリアフリー施設の整備を行う事業については $1/2$ ）以内の額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、駅空間高度化機能施設の整備に係る事業費は、全体事業費の $2/10$ を上回らないものと

する。

(申請手続)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書（様式第1号）に岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画（変更）書（様式第2号）を添付し、市長が定める日までに提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に事業毎の補助率（前条第2項の規定に基づく補助金の額の、補助対象経費に対する比率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があり、規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、交付決定通知書（様式第3号。増（減）額の交付決定にあつては様式第3号の2）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、市長が指定する期日までにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に関する補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更)

第9条 補助対象事業者は、実施計画を変更しようとするときは、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書（様式第4号）に岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画（変更）書（様式第2号）を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定した補助金の額に変更のない実施計画の変更で次の各号に定めるものについてはこの限りではない。

- (1) 流用先の費用の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額

(2) 1千万円以下の工事件名の追加

- 2 市長は、前項本文の規定による実施計画の変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、規則第7条の2の規定に基づき、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更承認書（様式第5号）を補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 補助対象事業者は、第1項ただし書の規定による変更を行ったときは、岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画変更届（様式第6号）に、岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画（変更）書（様式第2号）添付して市長に届け出なければならない。

（状況報告）

- 第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後1か月以内及び市長の要求があったときは速やかに、岡崎市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しないと見込まれるとき及び補助対象事業の遂行が困難となったときは速やかに、岡崎市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、規則第10条に定める岡崎市鉄道駅総合改善事業完了実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月20日までに岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金年度終了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項に規定する実績報告にあっては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の額の確定等）

- 第12条 市長は、規則第11条に基づき、岡崎市鉄道駅総合改善事業完了実績報告書（様式第8号）を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金額確定通知書（様式第10号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合であつて、所定の手続きのうえ、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、補助対象事業が全て完了し、前 2 条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、概算払によることができる。

(概算払の請求)

第 15 条 補助対象事業者は、前条ただし書きの規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 補助対象事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。

(補助金の整理)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにし、整理しておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 18 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 19 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、取得財産等の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第 17 条及び第 18 条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 20 条 補助対象事業者は、取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 21 条 補助対象事業者は、取得財産等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助対象事業者が、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を経て処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の一部又は全部に相当する金額を返還させることができるものとする。

(監督)

第 22 条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(様式)

第 23 条 この要綱で使用する様式は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費は、当該年度の総工事費のうち、次に掲げる費目とする。

費目	費目の区分
本工事費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
	駅附帯設備費（※ 1）
附帯工事費（※ 2）	
用地費	

（※ 1）駅空間高度化機能施設の整備については、土木工事、建築工事その他の駅や建物と一体となった部分の整備に係る経費のみを対象とし、器具、装飾品その他の設備整備に係る経費を含まないものとする。

（※ 2）附帯工事費には詳細設計費を含む。

別表第 2（第 23 条関係）

	様式名
第 1 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書
第 2 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画（変更）書
第 3 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書
第 4 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書
第 5 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更通知書
第 6 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画変更届
第 7 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書
第 8 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業完了実績報告書
第 9 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業年度実績報告書
第 10 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金額確定通知書
第 11 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書
第 12 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書
第 13 号	岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金支払請求書

(様式第 1 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書

年度における 駅の鉄道駅総合改善事業に係る岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金 円を交付されるよう岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

2 交付申請する補助対象経費及び補助額

補助対象経費 円

交付申請する補助金の額 円

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

年度の補助対象事業に関しては、様式第 2 号の 年度補助対象事業実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

4 当該年度の自社の出資額及び要綱第 3 条に規定する国要綱に基づき交付された補助額

自社の出資額 円

国要綱に基づき交付された補助額 円

(様式第 2 号)

岡 崎 市 鉄 道 駅 総 合 改 善 事 業 実 施 計 画 (変 更) 書

1 補助対象事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位：円)

費 目	補 助 対 象 事 業 計 画 額				完了予定 期 日	備 考
	計 画 額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合 計						

- (注)
- 1 補助対象事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。
 - 2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
 - 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第2号一別添)

補助対象事業実施計画経費積算書

(単位：円)

費目	内容	積算内訳

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

様

岡崎市長

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金については、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年 3 月 16 日規則第 3 号）及び要綱に従わなければならない。
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、要綱第 9 条第 1 項ただし書に定める軽微な変更を除き、遅滞なく岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、要綱第 16 条に基づき当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。
- (4) 補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業完了後においても、要綱第 21 条に基づき市長の承認を受けずに補助金の交付

の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

(様式第 3 号の 2)

第 号
年 月 日

様

岡崎市長

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金増（減）額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金については、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年 3 月 16 日規則第 3 号）及び要綱に従わなければならない。
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、要綱第 9 条第 1 項ただし書に定める軽微な変更を除き、遅滞なく岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、要綱第 16 条に基づき当該通知を受けた日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。

- (4) 補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業完了後においても、要綱第 21 条に基づき市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

(様式第 4 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書

年度における岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助対象事業について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類) 年度補助対象事業実施計画変更書

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

様

岡崎市長

年度岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更承認書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度岡崎市鉄道
駅総合改善事業費補助金については、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱
(以下「要綱」という。) 第 9 条の規定により、下記のとおり承認する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増(減)額する補助金の額	円
年間補助総額	円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和 34 年 3 月 16 日規則第 3 号)及び要綱に従わなければならない。
- (2) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、要綱第 9 条第 1 項ただし書が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定変更申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、要綱第 16 条に基づき当該通知を受

けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。

- (4) 補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業完了後においても、要綱第21条に基づき市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。

(様式第 6 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業実施計画変更届

年度における岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助対象事業について、別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

年度補助対象事業実施計画変更書

(様式第 7 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業実施状況報告書

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき岡崎市長から通知があった補助対象事業の実施状況について、要綱第 10 条の規定により別紙のとおり報告します。

（様式第 7 号別紙 1）補助対象事業実施状況表

又は

（様式第 7 号別紙 2）補助対象事業実施状況表

又は

（様式第 7 号別紙 3）補助対象事業実施状況表

(様式第 7 号別紙 1)

補助対象事業実施状況表

(単位：円)

費 目	計画額 A	3 月末ま での実績 見込額 B	計画額 との差額 A-B	計画額との差額の内訳			備 考
				年度内に 完了しない分	遂行が困難 となった分	その他	
合 計 (注)							

- 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 7 号別紙 2)

補助対象事業実施状況表

(単位：円)

費 目	計 画 額 A	年 月 日 まで の 実 績 額 B	計 画 額 と の 差 額 A-B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳		備 考
				遂 行 が 困 難 と な っ た 分	そ の 他	
合 計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 7 号別紙 3)

補助対象事業実施状況表

(単位：円)

[illegible]

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 8 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業完了実績報告書

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき岡崎市長から通知があった補助対象事業の完了実績について、要綱第 11 条本文の規定により別紙のとおり報告します。

（様式第 8 号別紙 1）補助対象事業完了実績表

（様式第 8 号別紙 2）岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金精算調書

(様式第 8 号 別紙 1)

補 助 対 象 事 業 完 了 実 績 表

(単位：円)

費 目	本年度計 画額 A	本年度実 績額 B	計画額との 差額 A-B	本年度実績の概要	備 考

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 8 号 別紙 2)

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金精算調書

(単位：円)

費 目	交 付 決 定 額 A	計 画 額 B	実 績 額 C	計 画 額 と の 差 額 D	精 算 補 助 金 額 E	概 算 払 受 領 済 額 F	差 引 補 助 金 未 受 領 済 額 (△ 返 還) H = E - F	備 考
合 計								

(注) 1 交付要綱第 9 条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

2 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 9 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡 崎 市 鉄 道 駅 総 合 改 善 事 業 年 度 終 了 実 績 報 告 書

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき岡崎市長から通知があった補助対象事業の年度実績について、要綱第 11 条ただし書の規定により別紙のとおり報告します。

（別 紙）補助対象事業年度実績表

(様式第 9 号 別紙)

補助対象事業年度実績表

(単位：円)

費 目	計画額 A	実績額 B	計画額 との差額 A－B	進捗率 B/A（％）	今後の実績見込額		備 考
					繰越額	その他	
合 計							

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(様式第 10 号)

第 号
年 月 日

様

岡崎市長

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助対象事業の実施については、これを認定し、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金要綱第 12 条の規定により通知する。

記

確定補助金額

円

(様式第 11 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う
報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた補助対象事業の
実施について、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（要綱第 12 条による額の確定額）

円

- 2 要綱第 11 条に基づく完了実績報告書提出時における要綱第 6 条第 2 項に規定
する消費税等に係る仕入控除税額

円 (A)

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う要綱第 6 条第 2 項に規定する消費税等
仕入控除税額

円 (B)

- 4 補助金返還相当額 (B－A)

円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 12 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称

代表者氏名

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により請求します。

記

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 円 |
| 3 | 概算払請求額算出基礎 | |

費 目	計画額	建設等に要 する資金の 額	概算払可能 額	前回までの 概算払累計 額	今回概算払 予定額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

(様式第 13 号)

年 月 日

岡 崎 市 長

名 称 _____

代表者氏名 _____

岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号にて通知がありました 年度岡崎市鉄道駅総合改善事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先金融機関 銀行 支店
口座番号